

東日本大震災からの復興に向けた取組

国土交通省
令和7年3月11日

地震・津波による被害からのインフラの本格復旧・復興の進捗状況

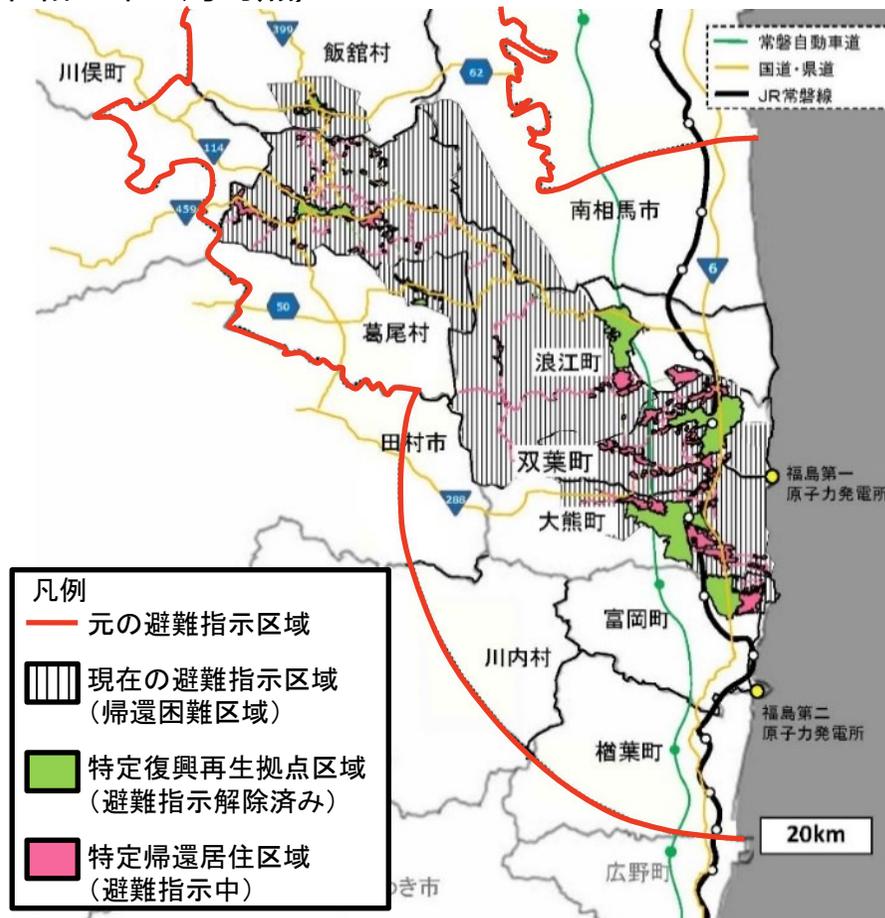
項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着手した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合) ※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。	99% 100% (完了)(着工)	■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) 復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着手している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数 の割合	【復旧】 100% (完了) 【復興】 100% (完了)	■ 交通網(鉄道) (運転を再開した鉄道路線延長※の割合) ※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。 ※避難指示解除準備区域等を含む(JR常盤線浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)	100%	■ 復興まちづくり(土地区画整理事業※3) (造成工事の着工数、宅地の引渡開始地区※4数、造成工事の完了数の割合)	【地区ベース】 100% (完了) 【戸数ベース】 100% (完了)
■ 河川対策(直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合) ※旧北上川(本復旧工事が完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。	100% (完了)	■ 交通網(道路)(直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合) ※避難指示解除準備区域等を含む。岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。	100% (完了)	■ 交通網(港湾) (本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100% (完了)	■ 復興まちづくり(津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数の割合)	100% (完了)
■ 河川対策(県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	99% 100% (完了)(着工)	■ 交通網(道路)(県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	100% (完了)	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数、建築工事に着手した戸数、建築工事が完了した戸数の割合) ※進捗率には、帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。 ※供給計画は「住まいの復興工程表」(R4.1末時点)による。	100% (完了)	■ 復興まちづくり(造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100% (完了)
■ 水道施設 (本復旧・復興工事に着手・一部供用開始・完了した水道事業数の割合) ※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。(避難指示区域を含む) ※特例査定 復興計画が定まらず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。	【通常査定】 100% (完了) 【特例査定】 91% (完了) 100% (着工・一部供用開始)	■ 交通網(道路)(復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率)	100% (完了)	■ 復興まちづくり(防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合) ※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む	100% (完了)	【地区ベース】 100% (完了) 【戸数ベース】 100% (完了)	

※1 「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。
 ※2 「通常処理」に移行した処理場とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。
 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。
 ※4 宅地の一部を引渡した地区を計上。
 ※5 原則として、福島県の帰還困難区域等を除く。

原子力災害の被災地域における取組状況

- 避難指示区域は、除染の進捗に伴い、順次縮小してきた。
- 残った避難指示区域のうち、「**特定復興再生拠点区域**」では、復興の拠点となる区域として、除染及びインフラ整備を集中的に実施しており、令和5年11月までに、**全ての拠点区域で避難指示を解除**。
- このほか、避難指示を解除し、住民が帰還・居住できるよう除染等を進める「**特定帰還居住区域**」を設定。

○避難指示区域の概念図（令和6年4月時点）



出典：復興推進会議（第42回）・原子力災害対策本部会議（第65回）合同会合資料より国土交通省作成。

原子力災害の被災地域における復興まちづくり

○ 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)により、避難指示の解除又は解除の見通しが立っている区域において、**復興・再生の拠点となる市街地**(一団地の復興再生拠点市街地形成施設:都市計画に定める都市施設)の整備を支援。

<支援メニュー> ・計画策定費 ・公共施設等整備費:地区公共施設、高質空間形成施設、拠点支援施設、モニタリングポスト ・用地取得造成費

現状

令和7年2月末現在、福島県大熊町(下野上)、双葉町(双葉駅西側、中野)、浪江町(浪江駅周辺)の計4地区で事業実施中。

大熊町

大熊町は、町内の居住制限区域内にある比較的線量の低い大川原地区に、新たな復興拠点を整備。

下野上地区では、将来の避難指示解除を見据えた居住環境、産業活動の場を整備。

【大川原地区】

旧避難指示区域 (H31年4月解除)

事業期間: H28年度~R2年度
事業面積: 約18.3ha

- H29.3 事業認可
- H29.6 工事着手
- H31.4 町新庁舎開庁
- R3.3 工事完了

【下野上地区】

旧避難指示区域 (R4年6月解除)

事業期間: R2年度~R8年度
事業面積: 約43.1ha

- R2.7 事業認可
- R3.7 工事着手



双葉町

双葉町は、避難指示解除準備区域、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として、また、帰還困難区域に指定されていた双葉駅西側地区を帰還住民・就業者等のための「新たな生活の場」として位置付け。両拠点が連携しながら町の復興を先導。

【双葉駅西側地区】

旧避難指示区域 (R4年8月解除)

事業期間: H30年度~R8年度
事業面積: 約23.9ha
(I期12.3ha、II期11.6ha)

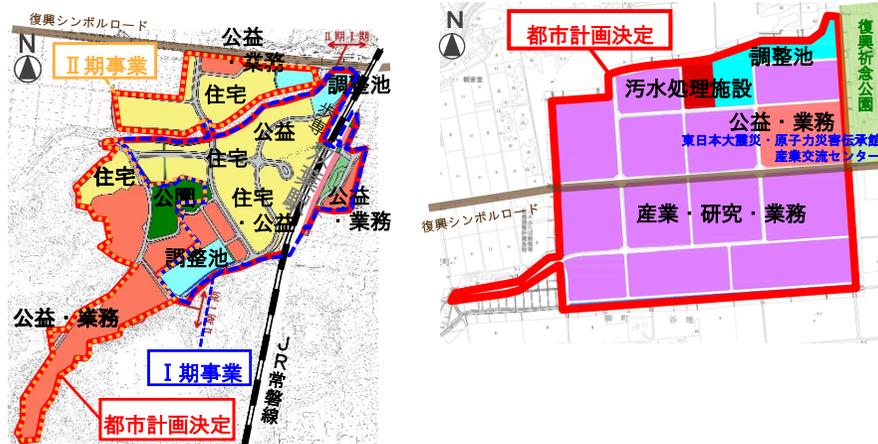
- H30.7 事業認可 (I期)
- R1.8 工事着手 (I期)
- R2.11 事業認可 (II期)
- R5.5 工事着手 (II期)

【中野地区】

旧避難指示区域 (R2年3月解除)

事業期間: H29年度~R8年度
事業面積: 約49.6ha

- H29.7 事業認可
- H30.1 工事着手



浪江町

浪江町は、平成29年3月に避難指示が解除され、中心市街地全体の復興再生に向け、先導的に浪江駅周辺地区を、暮らしや商業、賑わいの回復等の拠点として整備。

【浪江駅周辺地区】

旧避難指示区域 (H29年3月解除)

事業期間: R3年度~R8年度
事業面積: 約11.6ha

- R4.2 事業認可
- R6.1 工事着手



原子力災害の被災地域における災害公営住宅等の整備

- 避難指示が解除された区域又は解除の見通しが立っている区域における帰還者等の住まいの確保のため、災害公営住宅・再生賃貸住宅の整備が行われており、国において支援を実施。
- これまで計画されたものについては令和8年度までの完成を目指しており、住民の帰還意向等の状況を踏まえて随時計画の改訂を行う。

災害公営住宅

※帰還者向け

- ・これまで計画された453戸は全て完成。

※今後、住民の帰還意向や特定帰還居住区域における避難指示の解除の見通し等を踏まえ、新たに建設を行う可能性あり。

再生賃貸住宅

※帰還者・新規転入者向け

- ・これまで計画された382戸のうち281戸が完成。令和8年度までの完成を目指す。

※今後、住民の帰還意向や特定帰還居住区域における避難指示の解除の見通し等を踏まえ、新たに建設を行う可能性あり。

(進捗状況)

市町村	取組状況
田村市	・12戸中12戸全て完了。
飯舘村	・25戸中15戸完了。 残り10戸については、令和8年度までの完成を目指す。
浪江町	・165戸中90戸完了。 残り75戸については、令和8年度までの完成を目指す。
大熊町	・98戸中98戸全て完了。
川内村	・10戸中10戸全て完了。
双葉町	・56戸中56戸全て完了。
葛尾村	・16戸中16戸全てについて、令和6年度中完成予定。



帰還者向け災害公営住宅
(双葉町 双葉駅西側地区)

原子力災害の被災地域におけるインフラ復旧・整備

- 原子力災害の被災地域において、水道、道路、河川、海岸を復旧・整備。

水道

- ・避難指示が解除された地域については、概ね断水解消。
- ・避難指示区域については、特定帰還居住区域の除染に合わせ、復旧中。

道路

- ・避難指示が解除された地域については、概ね復旧済み。
- ・避難指示区域については、特定帰還居住区域の除染に合わせ、復旧中。
- ・避難指示が解除された地域等の復興・再生のための道路整備を引き続き支援。

河川

- ・避難指示が解除された地域については、復旧済み。
- ・避難指示区域内に残る二級河川熊川(大熊町)において、築堤及び護岸復旧工事を実施中。令和7年3月末の完了を目指す。

海岸

- ・避難指示が解除された地域については、復旧済み。
- ・避難指示区域内に残る細谷海岸(双葉町)、熊川海岸(大熊町)の2か所で堤防工、消波工を実施中。令和8年3月末の完了を目指す。



水道施設（管路）の復旧
（双葉地方水道企業団）



復興に向けた道路整備
（小野富岡線）

国営追悼・祈念施設整備事業

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備。
- 岩手県・宮城県に設置する施設については、令和2年度末に整備完了し、令和3年度から一般会計で維持管理を開始。
- 福島県に設置する施設については、引き続き復興特会で整備を推進。令和7年度は、管理棟建築工事及び管理棟周辺造園工事を実施予定。

福島県津波復興記念公園 イメージパース
(福島県浪江町・双葉町)



閣議決定

東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設(仮称)の設置について(平成26年10月閣議決定、平成29年9月一部変更)

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置する。

今後の予定

【福島】 令和7年度内での完成を目指し整備
※令和3年1月に一部利用開始

国営追悼・祈念施設(福島県) 事業工程

整備内容	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・測量・設計	■	■	■	■	■	■	■	■
造成工事			■	■	■	■	■	■
植栽工事				■	■	■	■	■
公園施設工事							■	■
管理棟等工事						■	■	■

一部利用開始

観光復興に向けた取組

福島県の令和5年における観光は、東日本大震災前（平成22年）と比較して、回復途上の状況。

- 外国人延べ宿泊者数の伸び率は、全国や東北6県全体と比較し低い状況。（福島県：205.6%、全国：365.2%、東北6県全体：282.6%）
- 観光入込客数の回復は、浜通り地域が中通りや会津地域と比較し、遅れている状況。（浜通り：73.4%、中通り：114.4%、会津：88.6%）
- 教育旅行（修学旅行、林間学校等、学生が参加した旅行）の入込数は、震災前を下回っている。（震災前の60.7%）

福島県における観光関連復興支援事業

- 福島県が実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援。
- 特に、震災・原発事故の被災地域をフィールドとした学びの旅「ホープツーリズム」の取組を支援。



海外の現地イベントにおけるプロモーション（タイ）



ホープツーリズムモニターツアー（福島県浪江町）

ブルーツーリズム推進支援事業

- ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムの取組を支援。
- 風評が特に懸念される沿岸部の地域において、海水浴場等の受入環境整備、ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を支援。



伝統漁法体験コンテンツの造成（宮城県利府町）



ビーチの認証に必要なバリアフリー設備の導入（宮城県南三陸町）